

共同研究における発明者性の認定方法



会員・弁護士 白木 裕一

目次

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 はじめに 2 共同研究の過程・対象と発明者性の関係 3 発明者性の判断基準 | <ul style="list-style-type: none"> 4 共同研究における創作的関与の有無の認定方法 5 裁判例の分析 6 まとめ |
|---|--|

1 はじめに

社団法人日本国際知的財産保護協会が国内企業等に対し実施したアンケート結果によれば、回答のあった企業・大学のうち、過去に冒認出願された経験がある企業・大学は、約31%を占め、過去に共同で出願すべき発明について単独で出願された経験がある企業・大学は、約40%を占めるとのことである⁽¹⁾。

上記統計からは、冒認出願及び共同出願違反に関する紛争は、各企業や大学において決して稀な紛争類型ということとはできず、全ての企業及び大学において対岸の火事ではない。

この点、平成23年6月8日、権利者保護の観点から特許法が改正され、冒認出願・共同出願違反にかかる特許の取戻請求権が、当該特許にかかる発明について特許を受ける権利を有する者に認められることになった(改正法74条)。

したがって、今後は、これまで以上に冒認出願又は共同出願違反に基づく紛争が増え、発明者が誰であるかという点が訴訟上重要な争点になる機会が増えるのではないと思われる。

本稿は、冒認・共同出願違反に基づく紛争のうち、共同研究(開発)における発明者の認定方法につき、直近の裁判例を中心に俯瞰しつつ、その具体的認定方法を検討するものである。

2 共同研究の過程・対象と発明者性の関係

まず、共同研究の過程において出願の対象となった発明が創出された場合には共同研究の関与者は、関与の内容や程度を問わず全て共同発明者足りうるかという点が問題となりうる。

この点、共同研究の過程で創出されたとしても、当

該発明が共同研究の対象と異なる場合には、関与の内容・程度を問うことなく関与者全てが共同発明者にならないことにつき異論はないと思われる。

ガラス多孔体及びその製造方法事件の第二審判決(知的財産高裁判決平成20年5月29日判例時報2018号146頁参照)も「本件共同研究の目的には、『ガラスビンの粉碎材を低温で固化させるための技術開発』を行うものであり、要するにリサイクルのために廃ガラス等のガラスの粉碎材を低温で固化する技術であり、これと、ガラス固化体を再加熱することによって得られるガラス多孔体の製造とは異なる。すなわち、Mによるガラス多孔体の発見は本件共同研究の目的・内容と異なるものであり、それをさらに具体化し、発明として完成するか否かは本件共同研究の目的の範囲外のことといえる。」と判示し、原告の発明者性を否定している(下線部は、筆者が加筆)。

では、当該発明が共同研究の対象となっている場合には、全ての関与者は、関与の内容・程度を問うことなく、共同発明者として認定されることになるのだろうか。

この点、コンクリートブロック体事件第2審判決(東京高裁判決平成14年3月29日最高裁ホームページ)は、「・・・Bに共同発明者といえるだけの実質的な関与があったということはできないから、・・・上記各発明が、共同開発の合意に基づく控訴人と被控訴人による一連の共同開発行為の中で行われたとしても、Bが上記各発明の共同発明者であるとする被控訴人の主張は採用することはできない。」と判示している(下線部は筆者が加筆)。

このように、裁判実務上、当該発明が共同研究の対象になっていたとしても、関与の内容や程度を問うこ

となく一律に関与者全てが共同発明者として認定されていないことは、明らかである。

3 発明者性の判断基準

では、共同研究の関与者が発明者と認定される場合とはいかなる場合であろうか。

この点、前記ガラス多孔体及びその製造方法事件第2審判決は、以下のとおり判示し、従来の裁判例⁽²⁾と同様に、当該発明の技術的思想を当業者が実施できる程度にまで具体的・客観的なものとして構成する創作（発明の特徴的部分の創作）に関与した者をもって発明者とすることを明らかにしている。

「発明とは、自然法則を利用した技術思想の創作のうち高度なものという規定され（特許法2条1項）、産業上利用することができる発明をした者は、・・・その発明について特許を受けることができると規定され（同法29条1項但し書き）、また、発明は、その技術内容が、当該の技術分野における通常の知識を有する者が反復実施して目的とする技術効果を挙げるができる程度まで具体的・客観的なものとして構成されたときに、完成したと解すべきであるとされている（最高裁昭和52年10月13日第1小法廷判決民集31巻6号805頁参照）。

したがって、発明者とは、自然法則を利用した高度な技術的思想の創作に関与した者、すなわち、当該技術的思想を当業者が実施できる程度まで具体的・客観的なものとして構成する創作活動に関与した者を指すというべきである。

・・・もとより、発明者となるためには、課題を解決するための着想及びその具体化の過程において、一体的・連続的な協力関係の下に、それぞれが重要な貢献をなすことを要するものというべきである。」（下線部は筆者が加筆）

そして、上記ガラス多孔体及びその製造方法事件第2審判決以降の各下級審判決においても同様に発明者の認定を行うについては、（多少言い回しに差があるものの）当該発明の特徴的な部分の創作に関与したか否かによって判断がなされている⁽³⁾。

したがって、裁判上、当該発明の発明者と認定されるためには、発明の特徴的部分に創作関与をしたか否かによって判断されているということができる。

4 共同研究における創作的関与の有無の認定方法

では、共同研究の過程で発明が創出された場合に発明の特徴的部分に創作的に関与しているか否かにつき、裁判上いかなる方法で認定しているのであろうか。

以下、共同研究における発明者性が問題となった4つの近時の裁判例について検討を行い、上記問いかけに対する回答を模索したい。

4. 1 ①ガラス多孔体及びその製造方法事件知的財産高裁平成20年5月29日判決

(1) 事案の概要

X（被控訴人）は、株式会社環境保全サービス（以下、「環境保全サービス」という。）と高知大学との共同研究契約に基づく研究の過程で「ガラス多孔体及びその製造方法」の発明（本願発明）を創出したと主張し、Y（控訴人）が環境保全サービス及びXに無断で、自らを発明者として第三者に特許を受ける権利を譲渡し、当該第三者に特許出願させたこと、当該発明が自己の研究成果であるかのように偽って文部科学省に助成金の交付申請をしたこと、及び学術団体から学術賞を受賞するよう仕向けたことにより、X（被控訴人）の発明者名誉権、名誉権及び名誉感情を侵害したとして、Y（控訴人）に対し、不法行為に基づく損害賠償請求を行ったものである。

(2) 発明者性に関する判示事項

原判決においては、XがZに指示して作成させた報告書（後記第3報告書）に記載されたガラス固化体の多孔化技術（以下、「本件多孔化技術」という。）を本願発明は含み、本件多孔化技術を創作したのがXであるからXが本願発明の発明者と認定した。

これに対し、本判決は、以下の通り判示し、本願発明の特徴的部分を認定した上で、Xによる関与が本願発明の特徴的部分の創作といえないことから、Xは、管理者にすぎず本願発明の発明者ではないと認定した。

「イ 本願発明の内容及び特徴

・・・本願発明の特徴的部分は、ガラス粉末と水の混練物への圧力を10MPa以上、加熱温度を750℃以上、昇温速度と降温速度を毎分1℃とすることにより、

廃ガラスその他のガラスのみを使用し、水熱ホットプレス法を用いて水熱条件下で反応させることにより、均一な発泡現象により気孔が閉気孔であって、水に浮くガラス多孔体を製造することができるという有用な効果を見いだした点にあるということが出来る。

ウ 第三報告書記載の本件多孔化技術と本願発明との対比

第三報告書記載の本件多孔化技術は、750℃で1時間の再加熱したという一定の条件の下で多孔現象が確認されたことを示しているにすぎず、本願発明の技術的特徴のうちの「浮水性」、「閉気性」という課題及び解決方法が確認されていないというべきである。・・・」

「確かに、第三報告書記載の本件多孔化技術と本願発明とを対比すると、第三報告書記載の本件多孔化技術は、①本件請求項3ないし6を含むものではないが、②本件請求項1, 2を含んでいることが認められる・・・。しかしながら、化学分野においては、ある特異な現象が確認されたとしてもそのことのみによって直ちに、当該技術的思想を当業者が実施できる程度に具体的・客観的なものとして利用できることを意味するものではないというべきであり、その再現性、効果の確認等の解明が必要な場合が生ずることに鑑みると、たとえ第三報告書記載の本件多孔性技術が、本件請求項1, 2を含むものであったとしても、第三報告書において多孔性現象が確認された段階では、いまだ、当業者が実施できる程度の具体性、客観性をもった技術的思想を確認できる程度に至ったとはいえない。」

(下線部は筆者が加筆)

上記判示事項は、化学分野では着想を得ただけではこれを具体化する道が示されたことにはならず、提供された着想を実験等を繰り返すことによって具体化した者こそが発明者であるという従来からの考え方に依拠したものということが出来る⁽⁴⁾。

これに対し、本件訴訟においては、Xは、上記第三報告書記載のない事項(ガラス発泡体の意義・有用性)につき陳述書を提出するなどして本願発明の有用性を見出したことにつき立証を試みた。

しかしながら、裁判所は、以下の間接事実から、Xにおいて発明者としての言動と矛盾する挙動があったとして、Xらの陳述書の信用性を否定し、Xらが陳述書で立証しようとした事実(Xが本願発明の有用性に

つき認識していたこと)を認めることはできないとしている。

- 1) Xは多数の特許出願に関与した経験があるにもかかわらず、本願発明にはつき自ら特許出願をしておらず、高知大学にも発明届を出していないこと
- 2) 高知大学に提出した本件共同研究の実施報告書には多孔性現象に関する記載がないこと
- 3) Xは、自身の補助にすぎないと考えているAが国際会議で(本願発明の特徴的部分を全て含む)修士論文と同内容の報告を行ったものの、何らの異論を述べていないこと

4. 2 ②リグナン類含有飲食物事件東京地裁平成21年12月20日判決

(1) 事案の概要

原告は、平成元年4月から平成4年3月までの間、九州大学農学部のア1教授の下で、栄養化学研究室(以下、「ア1研究室」という。)において研究に従事していた。そして、被告⁽⁵⁾とア1教授とは、昭和63年以降、相互に研究成果を共有するという共同研究をしている関係にあった。その後、原告は、被告に対し、被告が原告のした発明につき、特許を受ける権利を承継することなく特許を出願し、原告の特許を受ける権利を侵害したと主張して、不法行為に基づく損害賠償請求ないし不当利得の返還を求めたものである。

(2) 発明者性に関する判示事項

本判決は、本件訂正前発明は、請求項の記載から、いずれも「飲食物」ないし「飲料」に関する発明であることを確認した上で、これらの用語の通常の意味に加えて、本件明細書の詳細な説明の記載を参酌し、本件明細書1において、は「飲食物」という用語は、「飲料」を含むものであり、「食品」と同義、すなわち、「人が日常的に食物として摂取する物」という意味で使用されているものと認定した。

一方、原告が実施した本件実験は、セサミンとエビセサミンの等量混合物(セサミン混合物)を配合したラット飼料を用いた動物実験であり、同実験で用いられた飼料は、飼育動物に与える食物(えさ)であって、人が日常的に食物として摂取することができる物ではないとした。その上で、以下の通り、本件実験により、原告が飲食物に関する発明である本件訂正発明を完成

したと認めることはできないと結論づけた。

「セサミン単体、エピセサミン単体又はセサミンとエピセサミンの混合物を含有した飲食物（食品）に関する発明を完成したというためには、かかる飲食物について、その技術分野における通常の知識経験を持つ者であれば何人でもこれを反復実施してその目的とする技術効果を挙げる程度にまで具体化、客観化した技術内容を創作することが必要である。本件実験は、脂溶性で水に溶けない性質を持つセサミンについて、・・・製造された物が食品として利用可能かどうかを味覚実験等を通じて検証するものではない。また、本件実験の結果を記載した本件報告書にも、本件実験の結果が記載されているだけで、同実験により確認されたセサミン混合物の特定の性質を上記イ（エ）の意味での『飲食物』の用途に用いることが可能である旨の記載や、これを示唆する記載は特段存在しない。」（下線部は筆者が加筆）

これに対し、原告は、上記実験結果の記載を補うべく、「人間が健康の維持のためにセサミン及びエピセサミンなどを経口摂取すること（すなわち、食品として摂取すること）を前提としてプロトコルを作成し、本件実験を行った」こと及び「本件実験によって、セサミン及び／又はエピセサミンが血中コレステロール等を低下させることと前提としてこれらを飲食物に含有せしめることを発明した」と主張したが、裁判所は、かかる主張を裏付ける客観的資料がないことともに、以下の理由から本件実験結果のみからセサミン等を飲食物に含有せしめることに想到したとはにわかに認めがたいと判示した。

- 1) 動物実験は、飲食物（食品）として使用するための作用効果を確認するために行うものに限られるわけではなく医薬品や動物薬品等としての効果を認めるためのものも存在すること（他の用途の存在）
- 2) 本件実験によりセサミン及び／又はエピセサミンが血中コレステロール等を低下させるとの作用効果が確認されたとしても、このような作用効果に鑑みると医薬品の用途に用いることは格別、これを飲食物の用途に用いることに想い至ることが通常であるとは認めがたいこと（本願発明に想到することの困難性）

- 3) 原告は、本件実験を行う以前はセサミンの作用効果等について何も分かっていなかったこと（実験施行者の知識経験の欠如）

確かに、得られた実験結果が発明の特徴的な部分そのものを含まない場合であっても、これを示唆することはありうる。

しかしながら、出願前に作成された客観的な資料の記載内容（実験結果）が、1) 当該発明が対象とする用途以外の用途にも活用しうる、2) 発明に想到するのに困難な事情がある、3) 実験施行時に当該発明の特徴的部分に関する知識を施行者が有していないなどの事情がある場合には、裁判上、上記実験結果の記載をもって、発明の特徴的な部分の創作に実質的に関与したとは評価されない可能性が高いものと思われる。

4. 3 ③抗 CD20 モノクローナル抗体事件大阪地裁平成 22 年 2 月 18 日判決

(1) 事案の概要

原告会社と被告大学は、共同で悪性リンパ腫に関する抗 CD20 モノクローナル抗体の研究開発（以下、「本件共同研究」という。）を行っていた。原告 P1 及び被告大学の助教授である被告 P3 は、原告会社の従業員である P4 ら他のメンバーと共に本件共同研究における作業に従事していたが、被告大学の教授である P2 も本件共同研究に関与していた。

原告 P1 は、本件共同研究において、マウスに免疫感作を行い、細胞融合によりハイブリドーマを樹立し、これにより得られた抗体についてスクリーニング及び生物活性測定を行った（以下、「本件作業」という。）。

その後、被告大学は、発明者を被告 P2 及び被告 P3 として、特許出願 1（以下、「被告出願 1」という。）及びかかる出願を基礎とする優先権を主張として特許出願 2（以下、「被告出願 2」という。）をおこなった（被告出願 1 及び被告出願 2 の各明細書には、本件作業の結果が記載されており、多くの部分が一致していた。）。

原告らは、原告 P1 の研究成果である本件作業の結果を、被告各出願において盗用されたとして、それぞれ、被告らに対し、被告 P2 及び被告 P3 に対しては不法行為に基づき、被告大学に対しては使用者責任に基づき損害賠償請求を行った。

(2) 発明者性に関する判示事項

本判決は、以下の通り、原告 P1 が各被告出願に係る発明の発明者の 1 人であると認定した。

「・・・本件マウス抗体は、被告出願 1 に係る発明そのもの、あるいは被告出願 2 に係る発明の出発点であって、特許請求の範囲の記載から認められる技術的思想の実現に不可欠なものといえるから、本件マウス抗体を取得することは、被告各出願に係る発明の創作行為部分に該当すると認められる。

そして、本件マウス抗体は、原告 P1 が本件作業の中で取得したものであり、同作業においては、本件共同研究における抗体作製の責任者として携わっていることや、最初のキメラ化、ヒト化候補の選択は、公知技術を利用したとはいえ、一定程度の原告 P1 の裁量が介在していることが窺えること、抗体の絞りこみには、P3 法⁶⁾の貢献が大きかったとはいえ、それだけで、最終的な選択を行ったわけではなく、原告 P1 を含めた共同研究の参加者の意見を集約して選択が行われたことなどの事情（甲 7 の 1～4、甲 8 の 1～4、乙 8、弁論の全趣旨）も併せ考えると、原告 P1 は、被告各出願に係る発明の発明者の 1 人であると認められる。」

これに対し、被告らは、原告 P1 らが被告各出願に係る発明の発明者ではなく、本件共同研究に係るルーティンな作業の外部受託者に過ぎないと主張したが、本件判決は、以下の各事情等から、原告 P1 が本件共同研究において抗体作製に関する責任者として主体的に関与していたと認めることができると判示した。

- 1) 原告 P1 に対して具体的な指示がなされたことを裏付ける証拠の提出がないこと
- 2) 原告 P1 は開発会議に出席し、重要な意思決定や方針決定に参加していたこと
- 3) 原告 P1 は、被告 P3 らとともに明細書原稿の送付を受け、意見を求められたりしたこと
- 4) 原告出願にあたり送付された上記明細書原稿に願書原稿が添付されており、原告 P1 と P4 の氏名が発明者として記載されていたが、そのことについてこれらの資料の送付を受けた共同研究者のメンバーの誰かが異議を述べたような事情は窺えないこと

本件事案においては、上記の通り、被告出願 1 及び被告出願 2 の各明細書には、本件作業の結果が記載されており、多くの部分が一致していた。そのため、本件作業を実施した原告 P1 において、発明者ではないとの認定がなされるためには、手足のごとく被告 P3 らから指示を受け補助的に作業を行った場合に限られると思われる。しかるに、本件では、上記 1) ないし 4) の事情から、原告 P1 の主体的関与が認められ、被告 P3 らの補助者とは認定できなかったものと思われる。

4. 4 ④インフルエンザ診断用デバイス事件東京地裁平成 24 年 1 月 27 日判決（最高裁ホームページ）

(1) 事案の概要

被告は、平成 12 年 3 月頃、インフルエンザ診断用デバイス（以下、「本件デバイス」という。）の開発に際し、ハウジング（本件デバイスのうち、メンブレンや吸収体を収容するためのプラスチック容器）の試作及び量産化を原告ベゼルに依頼した（以下、「本件依頼」という。）。

被告は、特許庁長官に対し、1) 平成 13 年 3 月 1 日に、考案者を被告従業員である A として本件考案 1 の実用新案登録出願を行い、2) 平成 14 年 3 月 20 日には、考案者を被告従業員 B として本件考案 2 の実用新案登録出願を行い、3) 平成 14 年 6 月 27 日には、発明者を被告従業員である C、D、E、F 及び A として、本件発明の特許出願をした（以下「本件特許出願」という。）。

しかしながら、原告らは、本件考案 1、本件考案 2 及び本件発明の真の発明者は、原告 X であると主張するとともに、原告ベゼルは、被告に対し、本件特許権（本件発明にかかる特許権）の移転登録手続請求権及び本件特許権等（本件考案 1 に係る実用新案登録 1、本件考案 2 に係る実用新案登録 2 及び本件特許権を併せたもの）の実施に係る利益の不当利得返還請求権を譲り受けたと主張して、被告に対し、それぞれ請求したものである。

(2) 発明者性に関する判示事項

原告 X は、被告から本件デバイスの共同開発の提案があり、以後、原告 X は被告の提案に基づいて本件デバイスの設計と改良を重ね、原告 X が作製した図面を

被告が了承したことをもって本件発明等が完成したと主張したが、本件判決は、原告Xの上記主張を裏付ける証拠はなく、共同開発を行った事実を認めることができないと結論づけた。

また、本件判決は、原告Xらが主張する共同開発の事実がないこととは関係なく、原告らが提出した各書面の記載内容（「組み立て」と題する単なる箇条書きの書面、並びに「抽出液」「デバイス」「吸収体」及び「メンブレン」についての個数や金額のみが記載されたメモ書き等）の記載内容を検討し、本件発明、本件考案1及び本件考案2の各特徴的部分の着想、具体化に係る創作行為に原告Xが加担してはいないとの判断を行った。むしろ、被告がハウジングに関する基本設計図を作製しており、原告ベゼルは、被告の基本設計に基づいて試作品の作製を依頼されたにすぎない旨の認定がなされている。

さらに、本件判決は、以下の通り、出願後に作成された文書及び図面の信用性をあっさりとして否定している。

「・・・しかしながら、原告ら主張の上記特徴的部分を前提にしても、原告らが引用する上記各証拠は、いずれも本件実用新案登録出願1の出願日（平成13年3月1日）より後に作成された文書ないし図書であり、これらの証拠からは上記特徴的部分の着想、具体化に係る創作行為に原告Xが現実的に加担した事実を認めることはできず、ほかに同事実を認めるに足りる証拠はない。」

5 裁判例の分析

以上、近時の上記4つの裁判例を分析すると、以下の結論を導くことができるものと思われる。

5.1 共同研究の過程対象と発明者性の関係

共同研究の関与者が発明者か否かは、当該発明が共同研究の過程で創出されたか否か、また、共同研究の対象となっているか否かによって単純に決定されるものではない（当然、共同研究の合意が成立しているか否かも発明者性の認定の点において直接関係がないことである。）。

5.2 発明者性の判断基準

共同研究の関与者が発明者といえるか否かは、その者が当該発明の特徴的部分の創作に関与したか否かを

個別に判断して決定するしかないものと思われる。

そして、従来から指摘されている通り、特徴的部分の創作的関与の有無は、当該発明が属する技術分野の性格に応じて異なるといえる⁽⁷⁾。例えば、機械や電気技術分野では着想のみで発明が完成することが多く、他方化学分野では着想の時点では成果がなかなか予想できず、具体化の試行錯誤の過程でようやく発明が完成するものが多い（上記①事件参照）。

5.3 共同研究における創作的関与の有無

(1) 出願前に作成された客観的な資料による創作的関与の認定

発明の特徴的部分の創作に関与したか否かは、いかなる方法で認定されるのであろうか。

この点、創作的関与の有無の一次的な試金石は、客観的な資料（共同研究の実施報告書、実験報告書及び実験日誌等）の記載内容が、当該発明の特徴的部分を含んでいるかという点にあると思われる。

そして、仮に発明の特徴的部分が出願前に作成された客観的な資料の記載内容に含まれていないとしても、かかる記載内容が当該発明の特徴的部分を示唆するものであれば、創作的関与の存在を認定しうるものと思われる。

ただし、出願前に作成された客観的な資料の記載内容（実験結果）が、1）当該発明が対象とする用途以外の用途にも活用しうる、2）発明に想到するのに困難な事情がある、3）実験施行時に当該発明の特徴的部分に関する知識を施行者が有していないなどの事情がある場合には、当該資料の記載内容は、発明の特徴的部分を示唆しておらず、当該関与者（実験施行者）は、創作的関与がなかったと認定される可能性が高い（上記②事件参照）。

まして、出願前に作成された客観的な資料であっても、直接実験結果や研究成果を記録することを目的として作成されていない資料（箇条書きのみの書面や材料の種類・数量のみが記載されたメモ書き等）については、およそ当該発明の特徴的部分を示唆したものと認定することは困難であると思われる（上記④事件参照）。

(2) 出願後作成された資料に対する信用性

上記④事件同様、他の裁判例（上記①事件等）においても、（一律に断定することができる訳ではないが）

出願後作成された資料（陳述書や図面等）については、その証拠価値が相当程度低く評価される場合が多いと思われる。

（３） 補助者としての認定

共同研究の関与者が作成した客観的な資料の記載内容（共同研究の実施報告書、実験報告書及び実験日誌等）が発明の特徴的な部分を含む内容である場合や示唆されている場合には、当該関与者は、共同研究のその他参加者の指示に従う単なる補助者であるとの認定がなされない限り、発明の特徴的部分に創作的関与があったと認定されるものと思われる。

他の共同研究者の指示が抽象的であったと認められるとしても客観的な資料や具体的な指示内容の特定がなされない限り、単なる補助者であって創作的関与はないとの認定はなされないものと思われる（上記③事件参照）。

（４） 発明者としての振舞い及び発明者に対する扱い

当該関与者において、発明に関する大学への届け出がない、又は、共同研究の報告書に記載しない、あるいは、他者の会議における発表を気にしないといった、およそ発明者としての振舞いと矛盾する挙動がある場合には、当該関与者に対し発明の特徴的部分に創作的関与がなかったと推認されることが多いものと思われる（上記①事件参照）。

逆に、共同研究の他の参加者等が当該関与者を発明者として扱うような場合（重要な会議への参加を了承する場合や明細書の原稿の検討依頼を行う場合）には、当該関与者において発明の特徴的部分に創作的関与があったと推認されることが多いものと思われる（上記③事件参照）。

したがって、裁判上、これらの外部的な事情についても創作的関与の有無を推認しうる重要な間接事実として扱われているといえることができる。

6 まとめ

裁判例の上記分析結果に鑑みれば、共同研究における発明者を認定する上で、（出願前に）日々作成される実験報告書や実験日誌等の客観的な資料に具体的に記録することがいかに重要であるかを改めて認識させて

くれる。

また、（技術論から離れるため見落とされがちではあるが）当該関与者が発明者として振舞っているか否か、又は、発明者として他の構成員が扱っているのかという点も創作的関与の有無の判断に重大な影響を及ぼしうる事項であるので注意を要すべきである。

なお、本稿は、共同研究における発明者の認定という形で整理分析を行っており触れてはいないが、（法人、個人問わず）共同研究の当事者間で将来の紛争を回避するためには、特許を受ける権利等の知的財産権の帰属を共同研究（開発）契約等で疑義なく規律することが必要であることは、多言を要しない。

注

- (1) 社団法人日本国際知的財産保護協会「特許を受ける権利を有する者の適切な保護の在り方に関する調査研究報告書」（2010年3月）182頁及び184頁参照。アンケート調査対象企業・大学は、3000者、回答のあった企業・大学の数は、912者であった。
- (2) 建築用内部足場事件控訴審判決（東京高裁判決平成15年3月25日最高裁ホームページ等）
- (3) 例えば、①東京地裁判決平成24年1月27日（最高裁ホームページ）においては、「発明の特徴的部分の着想、具体化に係る創作的行為に現実的に加担」したか否か②東京地裁判決平成22年7月9日判決（最高裁ホームページ）においては、「当該技術的思想を当業者が実施できる程度にまで具体的・客観的なものとして構成する創作活動に関与した」者か否かという表現を使っているが、実質的には同様の基準で発明者性を認定している。
- (4) 細粒核事件判決（東京地裁判決平成14年8月27日判例時報1810号102頁参照）等も同様の基準により判断を行っている。
- (5) 本件訴訟においては、当初、サントリー株式会社が被告であったが、知的財産権に関する権利義務を承継したサントリーホールディングス株式会社が訴訟引受をした。訴訟承継の有無は、判示事項におよそ影響がないため、本稿では、これらを区別せず、双方「被告」という表現を統一的に使用している。
- (6) 被告P3が新たに開発した蛍光遠心法であり、これにより新規マウス抗体の結合親和性測定を行うことになった。
- (7) 細粒核事件・東京地裁平成14年8月27日判決（判例時報1810号102頁及び判例タイムズ1117号280頁参照）、及び田邊実「発明者の認定について」牧野利秋ほか編「知的財産法の理論と実務1特許法」〔1〕279頁等参照。

（原稿受領 2012. 3. 13）